



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

375	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
376	〃	(〃).....	2
377	〃	(情報基盤課).....	3
378	クリーニング師の研修の指定	(生活衛生課).....	3
379	〃	(〃).....	4
380	クリーニング所の業務従事者講習の指定	(〃).....	4
381	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課).....	4
382	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	5
383	〃	(〃).....	5
384	〃	(〃).....	5
385	〃	(〃).....	5
386	〃	(〃).....	6
387	印南土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
388	県営ため池等整備事業の工事の完了	(〃).....	7
389	〃	(〃).....	7
390	〃	(〃).....	7
391	〃	(〃).....	7
392	特定農業用ため池の指定の解除	(〃).....	8
393	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新	(鳥獣害対策課).....	8
394	令和7年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(〃).....	8
395	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	9
396	〃	(〃).....	10
397	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
398	道路の供用開始	(〃).....	10
399	令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要 な資格等	(教育委員会).....	11
400	随意契約の相手方の決定	(〃).....	13
401	一般競争入札による落札者の決定	(〃).....	14

○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	14
------	--------------	----

○ 正誤

令和7年4月8日付け和歌山県報第606号目次及び和歌山県告示第264号中		17
--------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第375号

令和7年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定した

ので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県知事室広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
171,908,870円（うち消費税及び地方消費税の額15,628,079円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第376号

令和7年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県知事室広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社和歌山放送
和歌山市湊本町三丁目3番地
- 5 随意契約に係る契約金額
39,952,605円（うち消費税及び地方消費税の額3,632,055円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第377号

令和7年度人事給与システム子ども・子育て支援金制度対応機能改修業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度人事給与システム子ども・子育て支援金制度対応機能改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局情報基盤課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社関西公共ビジネス統括部
和歌山市黒田一丁目1番地19号
- 5 随意契約に係る契約金額
1工数当たり1,738,000円（うち消費税及び地方消費税の額158,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約とする。

和歌山県告示第378号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 主催者の名称及び住所
(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所

令和7年8月31日（日）

和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。）を併せて受講する場合にあっては8,000円、特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみを受講する場合にあっては3,000円）

和歌山県告示第379号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第2型研修）を次のとおり指定した。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 研修受付期間 令和7年10月20日（月）から同年11月20日（木）まで

(2) レポート提出締切年月日 令和7年12月22日（月）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第380号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 講習受付期間 令和7年6月20日（金）から同年7月18日（金）まで

(2) レポート提出締切年月日 令和7年8月20日（水）

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072500287	社会福祉法人紀友会	日好荘	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮850番地1	訪問介護	令和7.5.1

和歌山県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3020300012	グループホームあさ橋本	橋本市市脇5-5-17	共同生活援助	特定なし	合同会社ASA	和歌山市土入21-9 メゾンベア103号室	令和7.5.1

和歌山県告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010300055	愛があるケアサポート	橋本市高野口町向島200-10	居宅介護	特定なし	株式会社アイガアル	橋本市高野口町大野687	令和7.5.1

和歌山県告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700808	多機能事業所フレーズ貴志川	紀の川市貴志川町長山277-408	就労継続支援B型	特定なし	合同会社総合福祉高積	和歌山市新庄501-10	令和7.5.1

和歌山県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 048	TMA ライフ	紀の川市下井阪 字牛神369-1	就労継続支援 A型	特定なし	株式会社TMA ライフ	和歌山市下町1 番地1F	令和 7. 5. 1

和歌山県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 022	My Record	岩出市岡田401- 1	生活介護	特定なし	社会福祉法人 いちょうの森	大阪府泉佐野市 下瓦屋231-1	令和 7. 5. 1

和歌山県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、印南土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 退任した役員（令和7年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	濱中芳光	日高郡印南町大字印南1629番地の2
理事	片原均	日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事	清水章広	日高郡印南町大字印南2262番地の1
理事	村上道雄	日高郡印南町大字印南1475番地
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	中尾貴宏	日高郡印南町大字津井155番地
監事	村上宣生	日高郡印南町大字印南1407番地の1
監事	山本雅一	日高郡印南町大字印南2721番地の24

2 就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	濱中芳光	日高郡印南町大字印南1629番地の2
理事	片原均	日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事	清水章広	日高郡印南町大字印南2262番地の1
理事	村上道雄	日高郡印南町大字印南1475番地

理事	中尾貴宏	日高郡印南町大字津井155番地
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
監事	山本茂春	日高郡印南町大字津井104番地
監事	山本雅一	日高郡印南町大字印南2721番地の24

和歌山県告示第388号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 別院奥観音池地区
- 2 確定年月日 平成29年5月26日
- 3 工事を完了した時期 令和4年1月27日

和歌山県告示第389号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 孟子犬飼池地区
- 2 確定年月日 令和元年6月19日
- 3 工事を完了した時期 令和4年1月27日

和歌山県告示第390号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 新池（永山）地区
- 2 確定年月日 令和4年7月12日
- 3 工事を完了した時期 令和7年3月5日

和歌山県告示第391号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 取子上池地区
- 2 確定年月日 令和5年4月28日
- 3 工事を完了した時期 令和7年3月19日

和歌山県告示第392号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

名称	所在地	解除年月日
ヨジロ池	日高郡みなべ町土井字畑ノ口172-2	令和7年5月16日

和歌山県告示第393号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	有効期限
和歌山県 第785号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 3.5-3-1号	窒素全量 3.5 リン酸全量 3.0 加里全量 1.0	公定規格のと おり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後 町四丁目3番4号	令和 10.6.17

和歌山県告示第394号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和7年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担 当 振興局
7月2日	水	午後1時30分	海南nobinos	海南市日方1525-6	海草
7月10日	木	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	伊都
7月11日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月12日	土	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
7月16日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629	日高
7月17日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月18日	金	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629	日高
7月18日	金	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月18日	金	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁
7月23日	水	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田

7月27日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田・ 本庁
-------	---	---------	--------	----------------	-----------

2 適性検査

適性検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習は、受講者が前回講習を受けた後に改正された法令及び告示等を周知するとともに、狩猟事故に関する事例を取り入れて行うものとする。

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が令和7年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許を更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験受験票及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 眼鏡等の視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第395号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字田ノ上197の1、670の3、字小串681の3、681の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第396号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字田ノ上197の3、670の4、670の5、671の4、字小串681の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市山田字東ノ岡157番1地先から同市山田字田和1088番1地先まで	旧	4. 59 ゝ 17. 47	72. 06	
同上	新	9. 84 ゝ 18. 33	70. 68	

和歌山県告示第398号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

道路の種類 県道

路線名 山田御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市山田字東ノ岡157番1地先から同市山田字田和1088番1地先まで

供用開始の期日 令和7年5月16日

和歌山県告示第399号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ク）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（ア）から（ウ）まで、（オ）及び（ク）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）プロジェクトマネージャ

（イ）ネットワークスペシャリスト

（ウ）データベーススペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）システム監査技術者

(カ) 情報セキュリティスペシャリスト

(キ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(ク) システム運用管理エンジニア

ウ 法第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けた者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでに掲げる書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって（1）のイからケまでに掲げる書類に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和7年5月16日（金）から同年6月25日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年5月16日（金）午前9時から同月28日（水）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局教育政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年5月16日（金）から同年6月5日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和7年6月5日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和7年6月25日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第400号

令和7年度校務支援システムクラウド移行及び保守運用業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和7年度校務支援システムクラウド移行及び保守運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社システムディ

京都府京都市中京区烏丸通三条上る場之町603番地

5 随意契約に係る契約金額

193,527,400円（うち消費税及び地方消費税の額17,593,400円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第401号

令和7年度県立学校等インターネット接続回線増強業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度県立学校等インターネット接続回線増強業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局教育政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 落札者を決定した日
令和7年4月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTTビジネスソリューションズ株式会社和歌山ビジネス営業部
和歌山県和歌山市一番丁5番地
- 5 落札金額
59,356,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,396,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年3月7日

公 告

入 札 公 告

令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年5月16日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和7年度から令和12年度まで
 - (2) 業務の名称
令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務
 - (3) 業務の内容
仕様書による。
 - (4) 業務担当部局
和歌山県教育庁教育総務局教育政策課
 - (5) 業務の期間

契約締結日から令和13年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和7年和歌山県告示第399号に規定する令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

(2) 期間

令和7年5月16日（金）から同年6月25日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和7年5月16日（金）午前9時から同月28日（水）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局教育政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

教育委員会604会議室

イ 入札日時

令和7年6月26日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和7年6月25日（水）午後5時30分までに和歌山県教育庁教育総務局教育政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局教育政策課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局教育政策課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

URL filtering service provision for prefectural schools; 1 complete set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 26 June 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 25 June 2025)

(3) Contact point for the notice :

Education Policy Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3648

FAX 073-432-4517

e-mail e5015001@pref.wakayama.lg.jp

正 誤

正 誤

令和7年4月8日付け和歌山県報第606号目次及び和歌山県告示第264号中

ページ	誤	正
1	介護老人保健施設の廃止	指定介護老人福祉施設の指定の辞退
14	廃止について	指定の辞退について
	事業者の名称 又 は 氏 名	開設者の名称
	廃 止 年月日	辞 退 年月日